

総合地球環境学研究所実験施設委員会規則

平成 25 年 4 月 23 日制 定

規則第 31 号

令和 7 年 2 月 12 日最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所に総合地球環境学研究所実験施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 実験施設の維持管理及び共同利用に関すること
- 二 毒劇物及び危険物の管理に関すること
- 三 実験廃棄物の貯留・廃棄・排出の管理に関すること
- 四 その他実験施設の管理運営に関する重要事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究教育職員のうち所長が指名した者
 - 二 研究支援課長及び財務課長
 - 三 その他所長が必要と認めた者
- 2 委員会に、前条に定める任務のうち、軽微なものを処理するために、実験施設利用者会議を置く。
- 3 実験施設利用者会議に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第 3 条第 1 項第 1 号の委員のうちから、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、研究支援課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 4 月 23 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 総合地球環境学研究所室内実験安全管理委員会規則（平成 22 年 2 月 23 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 14 日から施行し、令和 3 年 7 月 13 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。